

# 受注型企画旅行取引条件説明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による旅行条件説明書面)

(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合は契約書面の一部となります。

## 1. 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下単に「契約」といいます。)とは、当社が旅行者の依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス(以下「運送等サービス」という。)の内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

## 2. 契約の申込み

- (1) 当社が旅行者に交付した企画書面の内容に契約を申込みようとする旅行者は、当社所定の申込書記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとする旅行者は前項の規定に関わらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。
- (3) 当社は同一コースにおいて参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)が責任ある代表者を定めたときは、その者が契約の申込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者(以下「契約責任者」という。)との間で行います。
- (4) 契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- (5) 当社は契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) a. 身体に障がいをお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方 d. 補助犬使用者の方 その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申し出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

## 3. 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約締結に応じないことがあります。

- (1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済出来ないとき。
- (2) 前条(7)の申し出があった場合であって、旅行者の参加のために必要な措置が講じられないとき。

(3) 旅行者が次の①～④のいずれかに該当したとき。

- ①旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- ②旅行者が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- ③旅行者が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- ④旅行者が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

(4) 当社の業務上の都合があるとき。

#### 4. 契約の成立時期

- (1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当社は、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立時期は、当該特約書面を交付した時に成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料若しくは違約料の一部として取扱います。
- (4) 通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

#### 5. 契約書面の交付

- (1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

#### 6. 確定書面

- (1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載出来ない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送期間の名称を記載した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降に契約の申込みがなされた場合)にあつては、旅行開始日までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者からの問い合わせがあつたときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

#### 7. 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払い下さい。
- (2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超え

て改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合旅行者は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。

- (3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8. 契約内容の変更

- (1) 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送等サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行行程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9. 旅行契約の解除

- (1) 旅行者から企画料金又は取消料をいただく場合

- ① 旅行者は、企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
- ② 当社の責任とならない渡航手続き上等の事由に基づきお取消になる場合も、企画書面記載の企画料金又は取消料をいただきます。
- ③ 当社が運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関に対して支払うべき取消料の金額を企画書面に証憑書類を添付して明示したときは、旅行者は明示された取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

- (2) 旅行者から企画料金又は取消料をいただかない場合

旅行者は次に掲げる場合において、旅行開始前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。

- ① 旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
- a. 旅行開始日又は終了日の変更
  - b. 入場する観光地、観光施設、その他旅行の目的地の変更
  - c. 運送機関の種類又は会社名の変更
  - d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更

- f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
  - g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
  - h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室条件の変更
- ②旅行代金が増額されたとき(旅行者から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- ③天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ④当社が旅行者に対し、期日までに確定書面を交付しなかったとき。
- ⑤当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- (3) 旅行者は旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領できなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。
- (4) 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- イ. 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ロ. 旅行者が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
  - ハ. スキーを目的とする旅行における必要な降雪量などの旅行実施条件であって、契約の締結の際に明示した条件が成就しないおそれが極めて大きいとき。
  - ニ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - ホ. 旅行者が第3項(3)①～④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。
- イ. 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - ロ. 旅行者が安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - ハ. 旅行者が第3項(3)②～④のいずれかに該当することが判明したとき。
- (6) 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができな

くなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料、その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

## 10. 当社の責任

- (1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- (2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあつては 14 日以内に、海外旅行にあつては 21 日以内に当社に対して通知があつたときに限り、旅行者 1 名につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償します。

## 11. 特別補償

当社は旅行者が当該旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、死亡補償金として海外旅行 2500 万円、国内旅行 1500 万円、入院見舞金として入院日数により海外旅行 4~40 万円、国内旅行 2~20 万円・通院見舞金として通院日数により海外旅行 2~10 万円、国内旅行 1~5 万円、携行品に係る損害補償金として 15 万円を限度(ただし、1 個又は 1 対についての補償限度は 10 万円です。)として支払います。

当該企画旅行日程において、旅行者が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日(旅行地の標準時によります。)が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払いが行われない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

## 12. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の 15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が 1,000 円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

| 変更補償金の支払いが必要となる変更           | 一件あたりの率(%) |       |
|-----------------------------|------------|-------|
|                             | 旅行開始前      | 旅行開始後 |
| 1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更 | 1.5        | 3.0   |

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| 2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含む)その他の旅行目的地の変更  | 1.0 | 2.0 |
| 3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低いものへの変更(変更後の等級及び設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限る) | 1.0 | 2.0 |
| 4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  | 1.0 | 2.0 |
| 5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  | 1.0 | 2.0 |
| 6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または経路便への変更  | 1.0 | 2.0 |
| 7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更   | 1.0 | 2.0 |
| 8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更   | 1.0 | 2.0 |

### 13. 旅行者の責任

- (1) 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。
- (2) 旅行者は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3) 旅行者は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 14. 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出発までに旅行者の責任で行ってください。

### 15. 衛生情報について

渡航先の衛生情報については以下をご確認ください。

厚生労働省検疫所(海外で健康に過ごすために): <https://www.forth.go.jp>

### 16. 海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難であり、また、加害者から賠償が得られた場合であっても、我が国に比例して必ずしも十分なものとは言えないことがあるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、旅行者ご自身で十分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

### 17. 海外安全情報について

渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認下さい。

外務省海外安全ホームページ: <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

## 18. 渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱いについて

旅行のお申し込み後、旅行の目的地に危険情報が発出された場合は、当社は旅行契約の内容を変更し又は解除することがあります。

当社は危険情報が発出された場合は、原則として旅行の催行を中止する場合があります。その場合は、旅行代金を全額返金致します。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取られると判断して旅行を催行する場合があります。この場合には旅行者が旅行を取り止められると当社は所定の取消料をいただきます。

## 19. お買い物案内について

旅行者の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には万全を期しておりますが、購入の際には旅行者ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意いただき、その手続きはお土産店・空港において手続き方法をご確認のうえ、旅行者ご自身の責任で行ってください。

ワシントン条約又は国内諸法令により日本への持ち込みが禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

## 20. 事故等のお申し出について

旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 21. 個人情報の取扱いについて

当社は、旅行申込みの際にご提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社は、会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成等に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 22. 約款準拠

本旅行取引条件説明書面に記載のない事項は、当社の旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)に定めるところによります。

愛知県知事登録旅行業第 3-1089 号

トラベルネットサービス有限会社

愛知県名古屋市中区栄 2-12-12 アーク栄白川パークビル 1 階

旅行業務取扱管理者：濱田 芳豊三

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。